

入会申込に関する同意書

弊社（私）は、貴協会へ入会申込をするにあたり、下記事項を十分に理解したうえで同意いたします。なお、貴協会へ従業者の個人情報を提供することについて、弊社は従業員の同意を得ています。

I 入会申込に係る法人・個人情報の取扱について

- ① 入会申込に際し、弊社（私）が提出しました法人及び個人情報記載の申込書類等（以下「書類等」という。）が、貴協会の弊社（私）に対する入会審査及び会員管理に利用されること。
- ② 入会審査の結果、弊社（私）の入会が承認された場合には、貴協会に提出しました申込書類等が貴協会の会員管理のために弊社（私）の入会継続中及び退会后 5 年間利用されること。
- ③ 入会審査の結果、弊社（私）の入会が不承認となった場合には貴協会に提出しました申込書類等のうち代表者及び主務者の履歴書を除き貴協会所定書式のものとは返却されないこと。また、貴協会に提出しました申込書類等に基づき弊社（私）の作成した記録が貴協会において入会不承認決定後 2 年間保管されること。

II 関係機関への問い合わせ等

- ① 貴協会の弊社（私）に対する入会審査において、弊社（私）が適正な業務を行っていることの確認のため、各通信事業社へ貴協会が問い合わせを行い、その回答を入会審査の判断に利用すること。

III 入会審査の結果について

- ① 貴協会の弊社（私）に対する入会不承認の決定に対し、その理由等一切求めないこと。また、その決定に対し弊社（私）は異議申し立てを行わないこと。
- ② 貴協会において弊社（私）の入会不承認が決定した日より 1 年間は、貴協会が弊社（私）の再度の入会申込を受け付けないこと。

IV 入会後の各種契約・規定等の遵守について

- ① 入会審査の結果、弊社（私）の入会が承認され、貴協会との間で信用情報交換をはじめとして各種契約締結した後は、各契約並びに規定類の遵守に務めること。
- ② 貴協会入会后、弊社（私）において貴協会と各種契約の締結並びに規定類に違反する行為（貴協会において虚偽が生じた場合を含む）が生じた場合には事案の実態解明に至るまで誠意をもって対応し、実態解明まで任意の退会ができないこと。
- ③ 貴協会入会后、弊社（私）の各キャリアの代理店コードが発行されなかったとしても、貴協会に対し、異議申し立て等を行なわないこと。
- ④ 弊社（私）において各届出事項の変更（住所変更・主務者変更・代表者変更等）があった場合速やかに貴協会に届けること。
- ⑤ 貴協会入会后、貴協会が開催する総会、勉強会、支局の会議へ出来る限り参加すること。入会初年度の総会については必ず参加すること。

V 個人入会者について

- ① 私は、他の会社（以下「所属会社」という。）の労働者として所属会社の就業規則に服する者ですが、貴協会に入会し、会員として活動することにつき、所属会社への届出等その就業規則を遵守していること。
- ② 貴協会への入会等につき、私と所属会社間で紛争になった場合、貴協会が一切その責任を負わないこと。
- ③ 貴協会での活動によって得た収入については、私において、適切に確定申告等の税務手続を行うこと。

以上